

R8年度「中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業費補助金に関する Q&A

<1. 補助金について>

(1) 補助率を教えてください。

本補助金の補助率は、補助対象経費の1/2となります。

(2) 補助率はどのような計算になるのでしょうか。

以下のような計算方法になります。

例) 本事業実施にかかる補助対象経費が2,000万円の場合、

1/2の1,000万円が補助金額となり、残りの1/2の1,000万円は自社でご負担いただきます。

(3) エコシステム形成事業で収入が発生する場合はどのような扱いになりますか。

エコシステム形成事業の期間内に補助金の対象となる施策により発生した収入については以下の扱いとなります。

① 補助事業にかかる収入(売上)

② 自社負担経費(補助対象経費実績額の1/2)

※①－②がプラスの値の場合、その数値分を補助金充当額(実績額)から控除する。

(4) エコシステム形成事業の実施の結果、交付申請時の金額から変動する場合、どのような扱いになりますか。

交付申請時の金額が補助金額となるわけではなく、事業開始前に、申請額を上限とした「交付決定通知書」を送付します。この金額を基に、事業実施後の証憑等関連書類の提出及びその検査によって、実際の補助金額は決定します。なお、補助金額は交付決定された金額が上限となります(原則交付申請後の変更はできません)。

<2. 対象事業の内容について>

(1) ○○というプロジェクトを検討していますが、対象になりますでしょうか。

2者以上の複数の民間事業者等が連携して行う、中堅・中小企業による輸出又は海外展開の取組を支援する取組であれば対象です。ただし、個々の具体的なプロジェクトが本事業の対象となるかどうかは一部審査の内容にもかわり、審査の段階で判断させていただくことになります。募集要領(特に2.(6).)をよくご確認ください、ご自身で判断いただくようお願い致します。なお、審査基準についても募集要領(6.(2))にて公開しております。

(2) 新しい取り組みではなく既に事業を行っている業務に対して補助金対象になりますか。

既に実施している業務であっても、エコシステム形成事業の趣旨に合致しており、「補助事業事務処理マニュアル」等に則った対応が可能であれば対象となり得ます。採択にあたっては審査基準

に基づき評価します。

(3) 新たなビジネスモデルにより米国への進出を検討しています。本事業の対象となりますか。

2者以上の複数の民間事業者等が連携して行う、中堅・中小企業による輸出又は海外展開の取組を支援する取組であれば対象です。同ビジネスモデルの海外展開により、日本の中堅・中小企業の輸出又は海外展開に広く裨益する可能性があるのであれば、本事業の対象となり得ます。個社の輸出又は海外展開のみに裨益するだけでは、本事業の対象とはなりません。

(4) 現在検討しているプロジェクトでは終了日が確定していませんが問題ないでしょうか。

補助の対象となるのは、あくまで事業実施期間に支払いまでされた経費です。経費に関する詳細は、「補助事業事務処理マニュアル」をご参照ください。

(5) 事業の遂行にあたって現地(海外)に行くことは可能でしょうか。

現地への渡航に関して、外務省の海外安全ホームページに基づく海外危険情報レベル、海外感染症危険情報レベルが3以上の国・地域については、渡航を伴う事業は原則実施不可としています。詳細につきましては、本事業の募集要領、交付規程をご参照ください。

<3. 公募全体について>

(1) 公募説明会は開催しないのでしょうか。

説明会は開催いたしません。ウェブサイトに掲載している募要領等をご確認いただき、ご質問等がある場合には、事務局([お問い合わせ専用フォーム](#))へご連絡ください。

(2) どの法人でも応募可能でしょうか。

本事業は、単独では申請できず、中堅・中小企業を中心とした2者以上の連携体を構成する必要があります。また、申請は、連携体のうち中核となる事業者(以下、「コア事業者」という。)より行っていただくこととなります。

<コア事業者>

① 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者

② 中堅企業

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項に規定する中堅企業者

③ 特定非営利活動法人又は一般社団法人

広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人又は一般社団法人であり、従業員数が1,000人未満の者

④ 商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会

※ただし、以下(ア)～(オ)のいずれかに該当する者は大企業とみなして補助対象外とします。なお、ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

- (ア)発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む。)の所有に属している法人
- (イ)発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む。)の所有に属している法人
- (ウ)大企業(外国法人含む。)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (エ)発行済株式の総数又は出資金額の総額が(ア)～(ウ)に該当する法人の所有に属している法人
- (オ)上記(ア)～(ウ)に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

(3) 個人事業主も応募可能でしょうか。

個人事業主も応募可能ですが、応募要領に記載の応募資格をクリアしている必要があります。また、当該事業に関する補助金の支払いは原則事業終了後に補助金額を確定した後に支払うこととなりますので、本事業を円滑に遂行するために必要な資金、経営基盤、体制等が求められます。

(4) パートナー事業者の定義とパートナー事業者と委託・外注先との違いを教えてください。

パートナー事業者は、以下の全ての要件を満たすものとします。

①連携体を形成するコア事業者以外の事業者であり、大企業や大学、組合等も可能。(ただし、連携体の過半数は、コア事業者として定義する事業者(上記3.(2)参照)であることが必要。同一グループ内企業のみで構成する連携体は不可。)

②コア事業者と役割分担、責任体制等が明確化していること(単なる委託事業者と受託事業者の取引関係や、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある事業者同士については、連携体とはみなさない。)

③コア事業者とコンソーシアムを組んでいること

パートナー事業者は、申請事業の意思決定及び実施を2つ以上の団体で行う共同事業体(コンソーシアム)の一社であることに対し、委託・外注先業者は、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、委託・外注される他の業者となります。

<4. 応募方法について>

(1)「jGrants(Jグランツ)」での申請が間に合わない場合、メールでの提出でも可能でしょうか。

jGrants を利用するために必要な「gBizID」が取得できない等により jGrants を利用できない場合、ジェトロデジタルマーケティング部デジタルマーケティング課 に書類を、電子メールで提出可能です。(詳細は募集要領「4. 応募」をご覧ください。)

<5. 応募書類について>

(1) 交付申請書(様式1)に押印は必要ですか。

押印は不要です。

(2) 申請書類(別紙1)の「3. 実施体制 (5) アカウンタビリティ」の欄への記載の仕方を教えてください。

当該事業を遂行するための人員体制等(経理業務の体制含めたもの)を簡潔にご説明ください。また、過去に公的資金を活用した補助事業等を実施したご経験等があれば併せて記載ください。

(3) 「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分類(別紙2)」というシートの記載方法について教えてください。

当該箇所における金額の記載方法は以下のとおりとなります。

- a「補助事業に要する経費」: 当該事業に必要な全体の経費(補助対象外の費用を含む)
- b「補助対象経費の額」: aのうち「補助事業の対象となる経費」
- c「補助金の交付申請額」: b「補助対象経費の額」の1/2の額(小数点以下切り捨て)

(4) 応募書類の「提案事業に関する補足資料(PowerPoint または PDF、10 スライド以内)」は必須でしょうか？

こちらは、必要に応じて提出いただくものですので、任意となります。

(5) 提出資料にある財務諸表ですが、決算書でも代替え可能でしょうか。貸借対照表と損益計算表は含まれております。

財務諸表の提出が何らかの理由によって提出困難な場合は、財務諸表にかわる書類(収支が判断できる資料)であれば結構です。

(6) 財務諸表の提出において、財務諸表は原則直近3年分と記載されていますが、会社設立後3年に満たない場合はどうしたらよいでしょうか。

会社設立後3年に満たない旨理由を記載いただき、ご提出可能な範囲で結構です。財務諸表にかわる書類(収支が判断できる資料)であれば結構です。

<6. 補助金対象経費について>

(1) 委託・外注先との契約時期の目安はありますか。

「中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業費補助金」交付決定日以降に発注・契約締結した経費が補助金の対象となります。交付決定日以前に発注・契約されたものは対象外です。

(2) 発注物(納品物)は、電子化されたものが多く、業務実施のエビデンスとして提出させていただく場合、どのような形式が妥当かをお教えてください。

納品書を揃えていただき、検収印等でエビデンスとします。委託・外注に限らず、経費に関するエビデンスとして必要な証憑類に関しては「事務処理マニュアル(ジェトロ)」をご参照ください。

(3) SNS 運用代行依頼、翻訳依頼、広告代行依頼、海外プロモーション費等は外注費として計上することで問題ないでしょうか

提案時には外注費としてご提案ください。内容に応じ、他費目で計上いただく場合もあります。また、外注先との契約等発注行為は、交付決定日以降の日付となっているもののみが対象となる点、ご留意ください。加えて発注に当たっては、原則相見積りが必要です。その他、事務処理マニュアルの該当箇所を事前によく参照し、発注した業務内容と積算の根拠(経費内訳)が分かるような形で発注するとともに事前にご相談いただくようお願いいたします。

(4) 海外の展示会等に出展する場合、出展のための関連費用は計上可能でしょうか。

必要な出展料や基礎装飾費については対象となります。提案時にはその他諸経費として計上ください。ただし、出展料や基礎装飾費以外の経費を含む際は、委託・外注費となる場合があります。外注費については、事務処理マニュアルの該当箇所を事前によく参照し、発注した業務内容と積算の根拠(経費内訳)が分かるような形で発注するとともに(「展示会出展経費一式」という発注形式は認められません)事前にご相談いただくようお願いいたします。なお、展示会出展に当たってはその展示会を選定した理由書等を提出していただくことがあります。

(5) プラットフォーム構築において、補助金が付くことが決まった後に構築することになるため、期限内にプラットフォームが完成するのかわかりません。この場合はどうなるのでしょうか。

当該事業はプラットフォームの構築等、システムや仕組みの構築を目的としたものではなく、2者以上の複数の民間事業者等が連携して行う、中堅・中小企業による輸出又は海外展開を支援する取組を募集するものとなっています。募集要領2. 募集内容等をご確認ください。

(6) 海外での事業展開を想定する場合に細かな経費計画を算出するのが困難で、項目毎の概算でも問題ありませんか。

申請時には概算で問題ございません。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額につき、各配分額の低い方の10パーセントを超える流用増減がある場合には計画変更の承認申請が必要になりますので、ご留意ください。

(7) パートナー事業者が負担した費用も補助対象経費となりますでしょうか。

パートナー事業者の補助事業に係る経費については、予めコア事業者とパートナー事業者が取り交わした業務分担等に基づく場合に限り、補助対象経費となります。その際、パートナー事業者は、支出した証拠書類(見積り書、請求書、納品書等)を添付し、事業年度内にコア事業者に対して請求を行った上で、コア事業者がその内容を確認しパートナー事業者に対して支払いを完了する必要があります。ジェトロからの支払等はコア事業者に対してのみとなります。ただし、パートナー事業者が大企業又はみなし大企業である場合は、当該パートナー事業者の経費は補助対象外となります。

以上